

様式第2の2(第2条の2関係)

【書類名】意匠登録願(複数)

【整理番号】

(【提出日】 令和 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【意匠登録出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【国籍・地域】)

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【手数料の表示】)

(【予納台帳番号】)

(【納付金額】)

【意匠○】

【整理番号】

【意匠に係る物品】

【意匠の創作をした者】

【住所又は居所】

【氏名】

【提出物件の目録】

【物件名】図面

1

【意匠に係る物品の説明】

【意匠の説明】

〔備考〕

1 複数意匠一括出願手続に含まれる意匠は、「【意匠1】」、「【意匠2】」(以下、「意匠番号欄」という。)のようにそれぞれ記載する順序により連続番号を付し、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【意匠1】

【整理番号】

【意匠に係る物品】

【意匠の創作をした者】

【住所又は居所】

【氏名】

【提出物件の目録】

【物件名】図面

1

【意匠に係る物品の説明】

【意匠の説明】

【意匠2】

【整理番号】

【意匠に係る物品】

【意匠の創作をした者】

【住所又は居所】

【氏名】

【提出物件の目録】

【物件名】図面

1

【意匠に係る物品の説明】

【意匠の説明】

2 意匠法第10条第1項の規定により関連意匠の意匠登録を受けようとするときは、それぞれの意匠番号欄の次の「【整理番号】」の欄の次に「【本意匠の表示】」の欄を設け、その欄に「【出願番号】」の欄を設けて「意願○○○○一○○○○○○○」のように本意匠(同条第4項の規定により関連意匠を本意匠とみなして、同条第1項の規定により意匠登録を受けようとするときは、当該関連意匠をいう。以下同じ。)に係る意匠登録出願の番号を記載するか、「【本意匠の表示】」の欄を設け、その欄に「【登録番号】」の欄を設けて「意匠登録第○○○○○○○○号」のように本意匠に係る意匠登録番号を記載する。ただし、その意匠登録出願の番号が通知されていないときは、以下のように記載する。

- イ 本意匠が口からホまでに該当するものでないときは、「【本意匠の表示】」の欄に「【出願日】」の欄を設けて「令和何年何月何日提出の意匠登録願」のように本意匠の意匠登録出願の年月日を記載し、次に「【整理番号】」の欄を設けて、本意匠の意匠登録出願の願書に記載した整理番号を記載する。
- ロ 本意匠が同じ複数意匠一括出願手続により一括してされる意匠登録出願に含まれる意匠であるときは、「【本意匠の表示】」の欄に「【整理番号】」の欄を設けて、本意匠の意匠番号欄の次に記載した整理番号を記載する。
- ハ 本意匠が他の複数意匠一括出願手続により一括してされる意匠登録出願に含まれる意匠であつて、当該他の複数意匠一括出願手続の番号及び本意匠の意匠登録出願の番号が通知されていないときは、「【本意匠の表示】」の欄に「【出願日】」の欄を設けて「令和何年何月何日提出の意匠登録願(複数)」のように本意匠が含まれる複数意匠一括出願手続の年月日を記載し、次に、「【整理番号】」の欄を設けて、当該他の複数意匠一括出願手続において本意匠の意匠番号欄の次に記載した整理番号を記載し、「(【意匠の創作をした者】)」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「本意匠が含まれる複数意匠一括出願手続の整理番号○○○○」のように本意匠が含まれる複数意匠一括出願手続の「【書類名】」の欄の次に記載した整理番号を記載する。
- ニ 本意匠が他の複数意匠一括出願手続により一括してされる意匠登録出願に含まれる意匠である場合において、当該他の複数意匠一括出願手続の番号が通知されており、かつ、本意匠の意匠登録出願の番号が通知されていないときは、「【本意

匠の表示】」の欄に【出願番号】の欄を設けて、「意願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇〇」というように本意匠が含まれる複数意匠一括出願手続の番号を記載し、次に、【整理番号】の欄を設けて、当該他の複数意匠一括出願手続において本意匠の意匠番号欄の次に記載した整理番号を記載する。

ホ 本意匠の意匠登録出願が国際意匠登録出願である場合は、【出願日】の欄に「令和何年何月何日提出の意匠登録願」のように本意匠の国際登録の日の年月日を記載し、次に【整理番号】の欄を設けて、「-」のようにハイフンを記載し、「(【意匠の創作をした者】)」の欄の次に【その他】の欄を設けて、「国際登録番号DM/〇〇〇〇〇〇〇、意匠番号〇〇〇」というように本意匠の国際登録の番号と意匠の番号を記載する。

3 意匠登録出願人が意匠登録を受ける権利の信託の受託者であるときは、「(【手数料の表示】)」の欄の次に【信託関係事項】の欄を設けて、第2条の2第12項において準用する特許法施行規則第26条第1項各号の事項を一度だけ記載する。

4 「【意匠の創作をした者】」、「【意匠登録出願人】」又は「【代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。この場合において、第2条の2第12項において準用する特許法施行規則第27条第2項の規定により意匠登録出願人の権利について持分を記載するときは、「【意匠登録出願人】」の次に【持分】の欄を設けて「○/○」のように分数で記載し、意匠登録出願人に係る代表者選定の届出を出願と同時にすることは、代表者として選定される意匠登録出願人を第一番目の【意匠登録出願人】の欄に記載し、「【意匠登録出願人】」(意匠登録出願人の権利について持分を記載する場合にあつては、「【持分】」)の次に【代表出願人】と記載する。また、持分が投資事業有限責任組合契約に関する法律第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約、有限責任事業組合契約に関する法律第3条第1項に規定する有限責任事業組合契約又は民法第667条第1項に規定する組合契約に基づくものであるときは、「(【手数料の表示】)」の欄の次に【その他】の欄を設けて、例えば、投資事業有限責任組合契約にあつては「○○の持分は、○○投資事業有限責任組合の投資事業有限責任組合契約に基づく持分」、有限責任事業組合契約にあつては「○○の持分は、○○有限責任事業組合の有限責任事業組合契約に基づく持分」、組合契約にあつては「○○の持分は、民法第667条第1項に規定する組合契約に基づく持分」のように記載する。

【意匠の創作をした者】

【住所又は居所】

【氏名】

【意匠の創作をした者】

【住所又は居所】

【氏名】

【意匠登録出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【国籍・地域】)

【意匠登録出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【国籍・地域】)

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

5 「【手数料の表示】」の欄は、特例法施行規則第40条第2項の規定により特例法第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を、「【納付金額】」には複数意匠一括出願手続に含まれる全ての意匠登録出願についての手数料と意匠を秘密にすることを請求する手数料の合算額(「円」、「,」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。以下この様式において同じ。)を記載する。意匠法第67条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「(【予納台帳番号】)」を「【振替番号】」とし、振替番号を記載し、「【納付金額】」には納付すべき複数意匠一括出願手続に含まれる全ての意匠登録出願についての手数料と意匠を秘密にすることを請求する手数料の合算額を記載する。意匠法第67条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「(【予納台帳番号】)」を「【指定立替納付】」とし、「【納付金額】」には納付すべき複数意匠一括出願手続に含まれる全ての意匠登録出願についての手数料と意匠を秘密にすることを請求する手数料の合算額を記載する。意匠法第67条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付したときは、複数意匠一括出願手続に含まれる全ての意匠登録出願についての手数料と意匠を秘密にすることを請求する手数料は、一の納付書又は納付番号を使用して納付しなければならない。

6 第2条の2第12項において準用する特許法施行規則第27条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る出願であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「【代理人】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて「○／○」のように国以外のすべての者の持分の割合を一度だけ記載する。

7 第2条の2第12項において準用する特許法施行規則第27条第2項の規定により意匠法第36条において準用する特許法第73条第2項の定め又は民法第256条第1項ただし書の契約を記載するときは、「(【手数料の表示】)」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、その旨を一度だけ記載する。

- 8 第9条第1項の規定により、意匠を秘密にすることを請求する旨を願書に記載してその旨等を記載した書面の提出を省略するときは、「【代理人】」の欄の次に「【秘密にすることを請求する期間】」の欄を設け、秘密にすることを請求する期間を一度だけ記載する。
- 9 第2条の2第12項において準用する特許法施行規則第27条の4第1項の規定により、意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする旨を願書に記載してその旨を記載した書面の提出を省略するときは、「【書類名】」の欄の次の「【整理番号】」の欄の次に「【特記事項】」の欄を設けて、「意匠法第4条第2項の規定の適用を受けようとする意匠登録出願」と一度だけ記載する。
- 10 複数意匠一括出願手続で出願しようとする意匠登録出願の中に第2条第9項の規定により産業技術力強化法第17条第1項の規定による特定研究開発等成果に係る意匠登録を受けようとするものがあるときは、当該意匠登録を受けようとする意匠の意匠番号の「【意匠の創作をした者】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「国等の委託研究等の成果に係る意匠登録出願(令和〇年度、〇〇省、〇〇委託事業、産業技術力強化法第17条第1項の適用を受けるもの)」又は「国等の委託研究等の成果に係る意匠登録出願(令和〇年度、〇〇省、〇〇請負事業、産業技術力強化法第17条第1項の適用を受けるもの)」のように記載する。
- 11 それぞれの意匠番号欄の意匠登録を受けようとする意匠を記載した図面を提出するときは「【意匠に係る物品の説明】」の欄の前に「【提出物件の目録】」の欄を設け、「【物件名】」に「図面」と記載することとし、意匠法第6条第2項の規定により写真、ひな形又は見本を提出する場合は、「【提出物件の目録】」の欄の「【物件名】」の「図面」を「写真」、「ひな形」又は「見本」と記載する。
- 12 その他は、様式第2の備考1から6まで、備考8から備考19まで、備考21から備考25まで、備考31から備考37まで及び備考39から備考46まで、様式第3の備考3、様式第6の備考、様式第7の備考1から3まで並びに様式第8の備考1から4までと同様とする。